

ハートフルおやま
短期利用認知症対応型共同生活介護（空床型）
及び短期利用介護予防認知症対応型共同生活介護（空床型）
重要事項説明書
（令和5年4月1日現在）

この重要事項説明書は、社会福祉法第76条、出雲市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年出雲市条例第17号）及び出雲市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成25年出雲市条例第18号）に基づき、短期利用認知症対応型共同生活介護（空床型）・短期利用介護予防認知症対応型共同生活介護（空床型）サービスの提供を開始するに当たり、あらかじめ重要な事項について説明するものです。

1 経営法人

法人名	社会福祉法人 島根県社会福祉事業団		
法人所在地	松江市東津田町 1741-3 いきいきプラザ島根 5F		
電話番号	0852-32-5966	FAX	0852-32-5968
代表者名	理事長 山崎 功		
設立年月日	昭和40年7月17日		

2 事業所の概要

事業所名	ハートフルおやま		
事業所所在地	出雲市小山町 456-1		
施設長名	福井 寿光		
管理者名	今岡 祥子		
計画作成担当者名	渡部 友紀		
電話番号	0853-30-7553	FAX	0853-30-7553
指定年月日	平成16年4月1日（認知症対応型共同生活介護） 平成18年4月1日（介護予防認知症対応型共同生活介護）		
指定番号	第3270400694号		
利用定員	9名		
事業所の目的	事業所は、入院中の入居者の空床を利用した短期利用認知症対応型共同生活介護（空床型）及び短期利用介護予防認知症対応型共同生活介護（空床型）（以下「短期サービス」という。）を適切に提供するこ		

	とを目的とする。
事業所の運営方針	<p>(1) 短期サービス利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスを提供します。</p> <p>(2) 短期サービス利用者の認知症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるように、短期サービス利用者の状況を踏まえて支援を行います。</p> <p>(3) 短期サービス利用者の地域社会への関わりを支援していくために、家族や地域の関係者等を含めた運営を推進します。</p> <p>(4) 常に誠意を持って質の高いサービスが提供できるように専門性を高める研修の実施と職員の自己研鑽を推進します。</p>

3 同一敷地内であわせて実施する事業

サービスの種類	島根県知事の事業所指定		定員
	指定年付日	指定番号	
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護「特別養護老人ホームサテライトおやま」	平成 27 年 4 月 1 日	第 3290400484 号	20 人
短期入所生活介護（空床型）「特別養護老人ホームサテライトおやま」	平成 27 年 4 月 1 日	第 3270402633 号	20 人
介護予防短期入所生活介護（空床型）「特別養護老人ホームサテライトおやま」	平成 27 年 4 月 1 日	第 3270402633 号	
認知症対応型通所介護 デイサービスセンター小山	平成 16 年 4 月 1 日	第 3270400686 号	12 人

4 職員体制

(1) 職員の配置状況

職種	業務内容	常勤	非常勤	常勤換算
施設長	事業所の業務を統括し、職員を指揮監督します。	1 人 (兼務)	0 人	1 人
管理者	事業所の業務管理を行います。	1 人 (兼務)	0 人	0.1 人
計画作成担当者	適切なサービスが提供されるよう介護サービス計画を作成します。	1 人 (兼務)	0 人	1 人

介護職員	短期サービス利用者に対し必要な介護及び支援を行います。	4人	2人	4.6人
夜間専門介護職員	専ら夜間において、利用者に対し必要な介護及び支援を行います。	0人	3人	2.5人

(2) 主な職員の勤務時間

職種	勤務時間	備考
施設長	8:45 ～ 17:30	
管理者	8:30 ～ 17:15	
計画作成担当者	早番Ⅰ 7:00～15:45 早番Ⅱ 7:30～16:15 日勤 8:30～17:15 遅番Ⅰ 9:30～18:15 遅番Ⅱ 10:30～19:15 遅番Ⅲ 11:30～20:15	
介護職員	早番Ⅰ 7:00～15:45 早番Ⅱ 7:30～16:15 日勤 8:30～17:15 遅番Ⅰ 9:30～18:15 遅番Ⅱ 10:30～19:15 遅番Ⅲ 11:30～20:15 夜勤 20:00～9:00	
夜間専門介護職員	夜勤 17:45～9:45 夜勤 20:00～9:00	

5 利用対象者

要支援状態又は要介護状態と認定された認知症高齢者で、かつ次の各号を満たす者が利用対象となります。

- (1) 少人数による共同生活を営むことに支障がない方
- (2) 自傷他害の恐れのない方
- (3) 常時医療機関において治療をする必要がない方

6 利用定員等

定員の範囲内で、空いている居室を利用し、短期サービスを提供します。

- (1) 短期サービスの定員は1名とします。
- (2) 短期サービスの利用は、あらかじめ30日以内の利用期間を定めるものとします。

- (3) 入居者が入院等の為に、長期にわたり不在となる場合は、入居者及び家族の同意を得て、短期サービスの居室に利用することがあります。なお、この期間の居室利用代等の経費については、入居者ではなく、短期サービス利用者が負担するものとします。

7 事業実施地域

事業実施の地域は、出雲市内に住所のある方とします。

8 介護保険の給付対象となるサービスの内容と利用料

(1) サービスの内容

種類	内容
食事	・併設の特別養護老人ホームの管理栄養士が利用者の身体状況、嗜好、栄養のバランスに配慮して作成した献立表に基づいて提供します。
入浴	・清潔を保つために、一人ひとりの身体の状態にあった方法でゆとりある入浴支援を行います。 ・入浴回数や入浴時間等、短期サービス利用者の希望に沿った対応に努めます。
排泄	・利用者の状況に応じて適切な支援を行います。
日常生活上の世話	・寝具消毒 ・シーツ交換 ・洗濯 ・居室内清掃 * 基準寝具類は当事業所にて準備いたします。
家庭的機能訓練	・屋外散歩同行、家事協働等により生活機能の維持・改善に努めます。
相談・援助	・利用者及びそのご家族からの相談についても誠意を持って応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。
行事等	・生活に潤いと張りを持ってもらうため、年間の行事を予定しています。家族や地域の方と連携をとりながら、また、ボランティアの協力を得ながら実施します。
外出支援	・買い物や散歩等の外出を援助します。 ・利用者の希望や心身の状況を踏まえながら、地域の行事に参加します。

(2) サービス計画

利用者が、概ね 4 日以上連続して利用する場合は、具体的なサービス提供方針やサービス内容について、次のとおりサービス計画を作成します。

- ① サービス計画の作成は、計画作成担当者が担当します。
- ② サービス計画の作成に当たっては、担当の指定居宅介護支援事業者が作成した「居

宅サービス計画」又は指定介護予防支援事業者が作成した「介護予防サービス計画」に沿って、利用者が自立した生活を営むことができるよう、利用者及びその家族等の意向、解決すべき課題等を把握し、サービスの提供に当たる他の職員と協議の上、作成します。

- ③ 計画作成担当者は、サービス計画を利用者及びその家族等に書面で交付し、丁寧に説明を行い、同意を得た上で決定します。変更の必要がある場合は、利用者及びその家族等と協議して、サービス計画を変更します。

(3) 利用料

ア 短期利用介護予防・認知症対応型共同生活介護費（1日につき）

要介護状態区分	1割負担の場合	2割負担の場合	3割負担の場合
要支援2	788円	1,576円	2,364円
要介護1	792円	1,584円	2,376円
要介護2	828円	1,656円	2,484円
要介護3	853円	1,706円	2,559円
要介護4	869円	1,738円	2,607円
要介護5	886円	1,772円	2,658円

イ 加算（1日につき）

名称	算定要件	1割負担の場合	2割負担の場合	3割負担の場合
若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症利用者に対して、指定認知症対応型共同生活介護を行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として、1日につき所定の単位数を加算します。	120円	240円	360円
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	介護を入居者に直接提供する職員の総数のうち、50%以上が介護福祉士である場合又は常勤職員の占める割合が75%以上又は勤続7年以上の職員が30%以上である場合、1日につき所定の単位数を加算する。	6円/日	12円/日	18円/日

ウ 処遇改善加算（1月につき）

介護職員処遇改善加算Ⅰ	介護職員に対し、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する賃金改善等を実施しているもの	ア・イの合計額に11.1%を乗じた
-------------	---	-------------------

	として、島根県知事に届出た事業所を対象とする加算	額
介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ	介護職員処遇改善加算を算定する事業所が、更なる処遇改善の実施を島根県知事に届出し、その具体的取組内容を公表している場合対象となる加算	ア・イの合計額に2.3%を乗じた額
介護職員等ベースアップ等支援加算	介護職員処遇改善加算を算定する事業所が、ベースアップ等の賃金改善を実施しているものとして、島根県知事に届出した場合対象となる加算	ア・イの合計額に2.3%を乗じた額

9 介護保険の給付対象とならないサービスの内容と費用

項目	費用の額
食費（1日） ※おやつ代を含みます。	1,235円 *1食でも提供した場合は、1日分の食費1,235円を徴収します。
光熱水費（1日）	310円
居室利用代（1日）	931円
おむつ代	実費
クラブ材料特別行事など	実費
理美容代	実費

10 利用料等の支払方法

利用料及び介護保険の給付対象とならないサービスに係る費用は1か月ごとにお支払いいただきます。

なお、お支払いの方法は、次の中から選択することができます。

(1) 集金代行サービスによる預金口座からの振替

当事業所は、預金口座からの自動振替を集金代行サービス会社に委託し行います。利用にあたっては、別途依頼書の記入が必要になります。

毎月4日に、指定された口座から、前々月分の利用料を1か月ごとに自動振替します。振替の際の手数料は、依頼された方の負担となり、利用料とあわせて自動振替します。利用明細書は翌月の25日までに、領収書については振替確認後、依頼された先へお送りします。

(2) 金融機関での支払

毎月20日頃、請求書及び利用明細書をあらかじめ指定された住所へ送付しますので、到着後、速やかに金融機関でお支払いください。

なお、振込手数料は払込人の負担となります。

(3) 現金によるお支払

翌月の 25 日までに、請求書をあらかじめ指定された住所へ送付しますので、到着後、速やかにハートフルおやまにて利用料をお支払い下さい。その場で領収書を発行いたします。

なお、お支払いは月曜日～金曜日（祝日を除く）の 9：00～17：00 の間をお願いします。

11 サービス提供の開始及び終了について

(1) サービス提供の開始について

サービス提供の開始に当たっては、利用申込者の心身の状況、事業所のサービス提供体制等を総合的に判断し、サービス提供を拒む正当な理由がない場合は、本書面をもって重要な事項を説明の上、サービス利用契約を締結し、サービスの提供を開始します。

(2) サービス提供の終了について

次の事項に該当する場合は、契約を終了します。

- ① 利用者が亡くなった場合
- ② 利用者の要介護状態区分が要支援 1 又は自立と認定された場合
- ③ 法人が、解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事情により事業所を閉鎖した場合
- ④ 事業所の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が困難になった場合
- ⑤ 事業所が短期利用認知症対応型共同生活介護（空床型）・短期利用介護予防認知症対応型共同生活介護（空床型）の指定を取り消された場合
- ⑥ 利用者から解約の申し出がされた場合

利用者は、事業所に対しいつでも解約を申し入れることができます。この場合は、サービス提供終了希望日の 7 日前までに申し出てください。ただし、以下の場合には、即時に契約を解除し、サービス提供を終了することができます。

ア 事業所が、正当な理由なくサービスを提供しない場合

イ 職員が、故意又は重大な過失により利用者の生命、身体、財産又は信用を傷つける等の行為を行った場合

ウ 他の利用者が、利用者の生命、身体、財産若しくは信用を傷つけた場合又は傷つける恐れがある場合において、事業所が適切な対応をとらない場合

⑦ 事業所から契約解除の申し入れを行う場合

以下の場合については、3 週間以上の予告期間をもって、事業所から契約の解除を行うことができるものとします。

ア 利用者が、支払能力があるにもかかわらず、利用料等の支払が、6 か月以上遅延し、事業所の相当期間にわたる催告にもかかわらず、支払わない場合

イ 利用者が、他の利用者若しくは事業所に勤務する職員の生命、身体、財産又は信用を傷つける等の行為を行い、相当期間にわたる介護を行ったにもかかわらず、その状況の改善が見込めない場合

ウ 入居者が、自らの生命又は身体を傷つけ、若しくは傷つけるおそれがある場合で、相当期間にわたる介護を行ったにもかかわらず、その状況の改善が見込めない場合

⑧ その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

12 事業所利用上の留意事項

事業所の利用に当たっては、次の事項の遵守をお願いします。

- ① 事業所の居室や設備、器具は、本来の用法に従ってご利用下さい。
- ② 政治活動、宗教活動は、個人的には自由ですが、他の入居者への勧誘活動や布教活動はご遠慮ください。また、周囲に迷惑となるような行動は控えてください。
- ③ 喫煙は、所定の場所以外ではできません。晩酌程度の飲酒はできます。
- ④ 外出する場合は、事業所に申し出てください。
- ⑤ 騒音等他の入居者の迷惑になる行為は、ご遠慮願います。
- ⑥ 生もの等の持ち込みは、その時に食べられる程度にしてください。
- ⑦ 来訪者は、面会時間を 7：00～21：00 としますので、必ずその都度玄関前に設置してある面会簿に記入してください。来訪者が宿泊される場合には必ず許可を得てください。

13 非常災害時の対応

サテライトおやま消防計画等に基づき、状況に応じた適切な対応を行います。

避難訓練の実施	年2回(夜間及び昼間を想定した避難訓練を入居者の方も参加して実施します。) *カーテン、布団等は防災性能のあるものを使用しております。
非常時の対応	別に定める「サテライトおやま消防計画」により対応を行います。
防火管理者	総務課長 勝部 正樹

14 提供するサービスの第三者評価の実施状況

実施の有無 無

15 事故発生の防止及び発生時の対応

(1) 事故発生防止のための措置

事故の発生又はその再発を防止するため、事故対策部会を設置するとともに、職員に対し定期的な研修を実施するなど必要な取組を行います。

リスクマネージャー	生活支援課長 大坂 久美子
-----------	---------------

(2) 事故発生時の対応

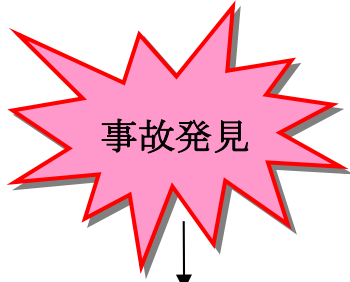
サービスの提供により事故が発生した場合は、事故発生時のフローに基づき、速やかに市町村、家族等関係機関に連絡を行い、必要な対応をします。

また、サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、次の損害賠償保険の範囲内で速やかに賠償を行います。

保険の種類	施設賠償責任保険
保険の内容	身体賠償、財物賠償、人格侵害賠償等
保険金額	対人：2億円まで（1事故2億円まで） 対物：1事故2,000万円まで

事故発生時のフロー

事業所



事故発見

利用者の安全確保・救急処置

救急車の要請

医療機関へ受診

(事業所内)事故報告書作成

施設長・管理者へ連絡

警察へ連絡

- 管理者により
- ① 情報収集
 - ② 事実確認
 - ③ 根本的原因の分析
 - ④ 処置・対応の検証
 - ⑤ 再発防止策の策定
 - ⑥ 職員への周知・研修
 - ⑦ 事故等報告書作成

家族等への連絡

受診結果

市町村等へ連絡

保険会社へ連絡

情報共有基準

事務局

第一報 電話連絡
※出雲市は原則事故等報告書提出

第二報
事故等報告書提出

事故報告終了

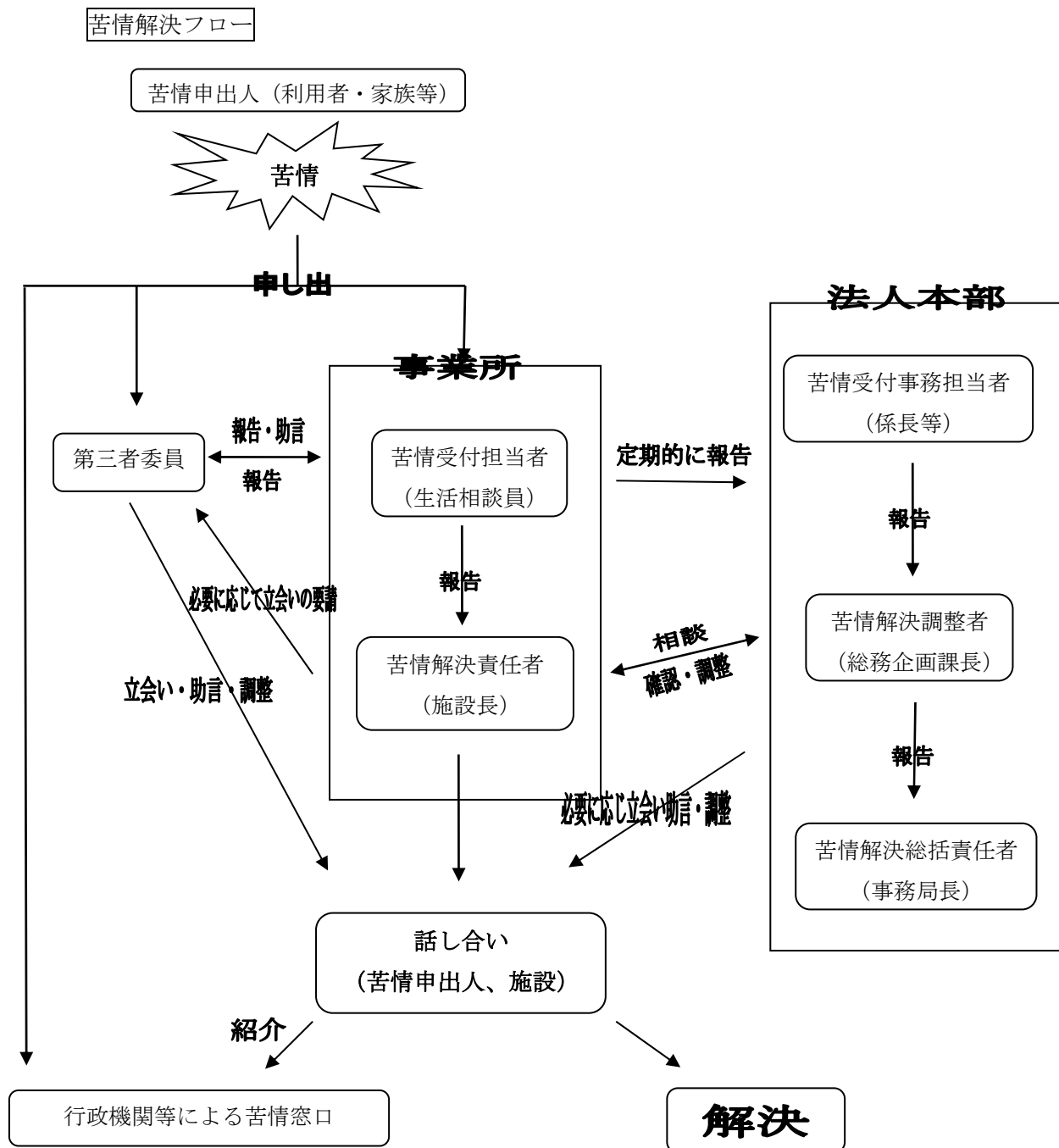
利用者に大きな状況変化があった場合

事故等報告書提出 (続報)

16 苦情・相談等の受付

(1) 苦情等の解決体制

提供するサービス等に関する相談や苦情については、社会福祉法人島根県社会福祉事業団苦情解決実施要領に基づき、苦情解決フローのとおり適切に対応します。



(2) 苦情等の窓口

① 施設における窓口

苦情解決責任者	施設長 福井 寿光
苦情受付担当者	生活相談員 大坂 久美子
利用時間	月曜日～金曜日 午前9時 ～ 午後5時
利用方法	電話 0853-23-6149 電子メール tenjin@ssw.or.jp 面接 可能 その他 苦情箱設置あり

② 第三者委員 (利用時間：月曜日～金曜日 9：00～17：00 国民の休日・年末年始を除く)

第三者委員氏名
吾郷 弘司
秦 弘幸

③ 行政機関等 (利用時間：月曜日～金曜日 9：00～17：00 国民の休日・年末年始を除く)

名称	所在地	電話番号
島根県健康福祉部高齢者福祉課 (介護保険に関するお問い合わせ)	松江市殿町1番地 (県庁第2分庁舎別館1階)	0852-22-5256
出雲市健康福祉部高齢者福祉課	出雲市今市町70番地	0853-21-6972
島根県運営適正化委員会	松江市東津田町1741-3	0852-32-5913
島根県国民健康保険団体連合会	松江市学園1丁目7番14号	0852-21-2811

17 緊急時における対応方法

サービスの提供中に、利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、事業所が別に定める対応方針に基づき適切に対応します。

18 虐待防止・身体拘束廃止のための措置

(1) 虐待防止

短期サービス利用者の人権を擁護し、虐待を防止するため、虐待防止・身体拘束廃止委員会を設置するとともに次の取組を行います。

- ① 全職員を対象とする虐待防止や人権意識を高めるための研修を実施します。
- ② 職員が、業務上抱える悩みや問題について、相談できる体制・機会をつくります。
- ③ 虐待防止のための対策及び虐待発生時の対応方法について定め、利用者の尊厳を守り、その権利利益を擁護します。

虐待防止責任者	施設長 福井 寿光
---------	-----------

(2) 身体拘束

利用者に対し身体拘束その他利用者の行動を制限する行為は、行いません。ただし、利用者等の生命又は身体に危険がある場合等緊急止むを得ない場合は、次のとおり対応します。

- ① 緊急やむを得ない場合に該当するのか、身体拘束廃止・虐待防止部会で検討します。
- ② 緊急やむを得ないと判断した場合は、家族等へその内容、目的、理由、拘束の期間等を詳細に説明し同意を得た上で行います。
- ③ 拘束の期間は、利用者の日々の心身の状態等を観察し、記録します。
- ④ 拘束の期間が終了した時やその要件に該当しなくなった場合は、速やかに身体拘束廃止・虐待防止部会で検討し、身体拘束等を解除します。

19 自己評価・外部評価の実施

事業所は、自らが提供するサービスの質の確保と向上を図ることを目的とし、原則として年1回自己評価及び外部評価を実施するものとします。

外部評価の実施状況

1 外部評価の実施の有無	有
2 評価確定の年月日	令和5年3月31日
3 実施した評価機関の名称	運営推進会議 (外部評価活用ツール)
4 評価結果の開示状況	当法人のホームページで公表

※外部評価については、年に1回以上実施することとされていますが、特例適用の要件を満たした上で申請を行い、適用が認められた場合は、外部評価の実施回数を2年に1回とすることが認められます。

20 衛生管理

事業所の設備及び備品等については、消毒等の衛生管理を徹底します。また、空調設備により適切な温度管理を行います。

利用者、職員ともに手洗い、うがいを励行し、感染予防の徹底に努めます。

21 医療体制

当事業所の医療体制は次のとおりです。

協力医療機関

病院での診療や緊急時等の対応のため、協力医療機関を次のとおり定めています。

名称	所在地
島根県立中央病院	出雲市姫原 4-1-1
さいとう歯科医院	出雲市塩冶神前 6-4-9
エスポアール出雲クリニック	出雲市小山町 361-2

22 個人情報の使用及び管理について

利用者及び家族等の個人情報については、社会福祉法人島根県社会福祉事業団が保有する個人情報の保護に関する規程に基づき、適切に管理します。

なお、個人情報の利用に当たっては、書面で同意をいただきます。

個人情報保護管理者	施設長 福井 寿光
相談受付担当者	生活相談員 大坂 久美子

23 秘密の保持について

事業所の職員は、正当な理由なくその業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を漏らしません。なお、職員がその職を退いた後も同様とします。

利用にあたっての同意書

ハートフルおやま短期サービスの利用に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

年 月 日

事業者 社会福祉法人島根県社会福祉事業団

ハートフルおやま

施設長 福井 寿光 ④

説明者（職氏名）

私は、本書面について基づいてハートフルおやま短期サービスの利用について、重要事項の説明を受け、内容に同意しました。

年 月 日

本人

氏 名 _____ 印

署名代行者

住 所 _____

氏 名 _____

続 柄 (_____)